

電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料

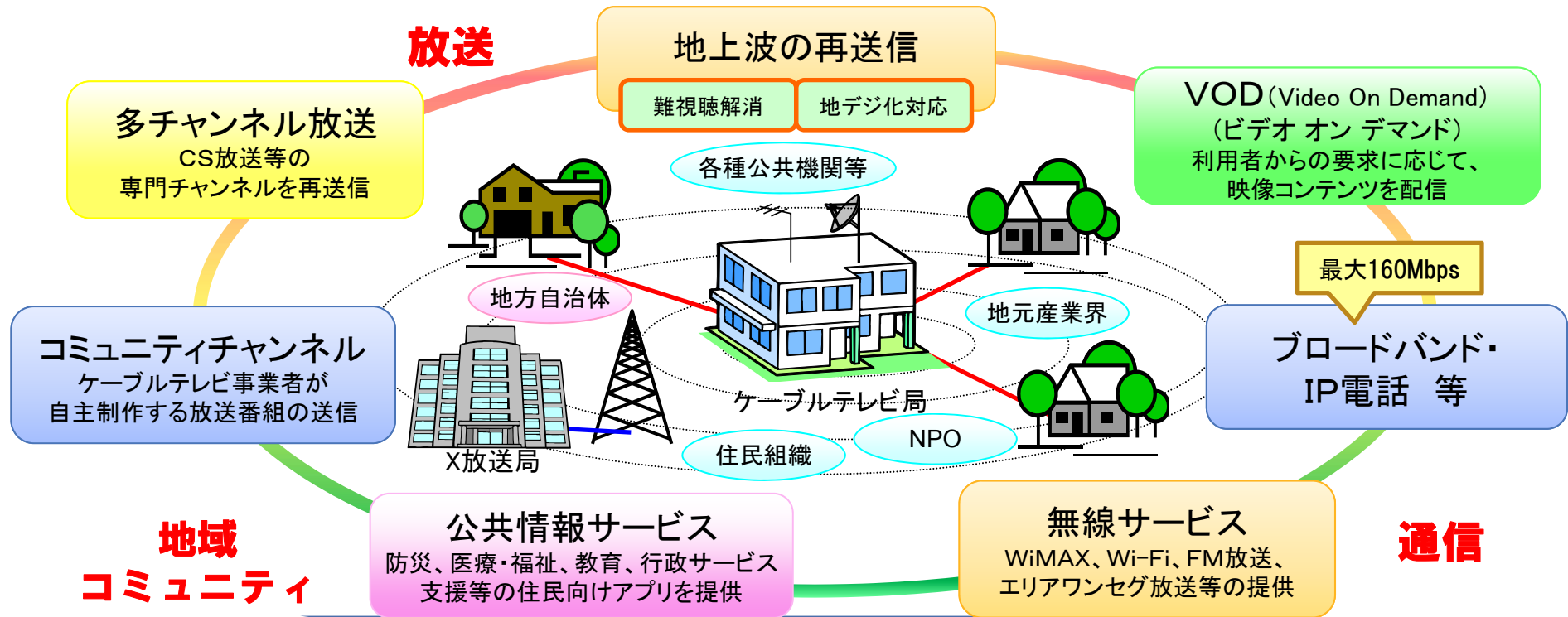
2014年3月25日

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

ケーブルテレビの現状

現在のケーブルテレビの役割・位置づけ

日本のケーブルテレビは、発足から60年近く経過。多チャンネル放送や主に地域に密着した情報を配信するコミュニティチャンネル(自主放送チャンネル)に加え、「トリプルプレイ」サービスや無線サービス等も提供。地域に密着した重要な情報通信基盤として、発展

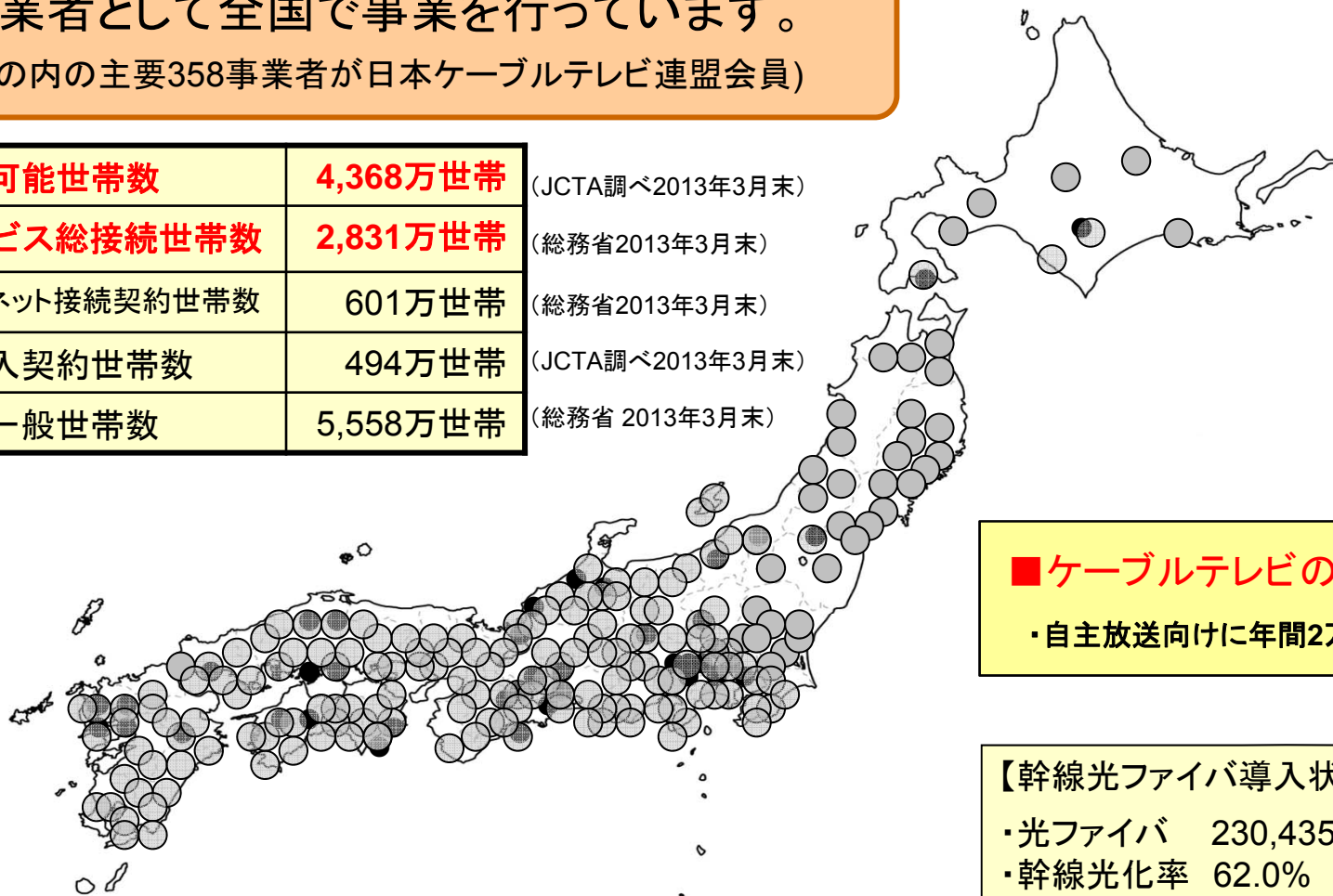


地域に展開した大容量・双方向のインフラを活用し、
地域密着のコンテンツやソリューションまで提供する公的な総合情報通信メディア

ケーブルテレビの現状（概要）

約500以上の事業者が、主なケーブルテレビ事業者として全国で事業を行っています。
 (その内の主要358事業者が日本ケーブルテレビ連盟会員)

総接続可能世帯数	4,368万世帯	(JCTA調べ2013年3月末)
TVサービス総接続世帯数	2,831万世帯	(総務省2013年3月末)
インターネット接続契約世帯数	601万世帯	(総務省2013年3月末)
電話加入契約世帯数	494万世帯	(JCTA調べ2013年3月末)
日本の一般世帯数	5,558万世帯	(総務省 2013年3月末)



■ケーブルテレビの番組制作

・自主放送向けに年間2万本以上制作

【幹線光ファイバ導入状況】

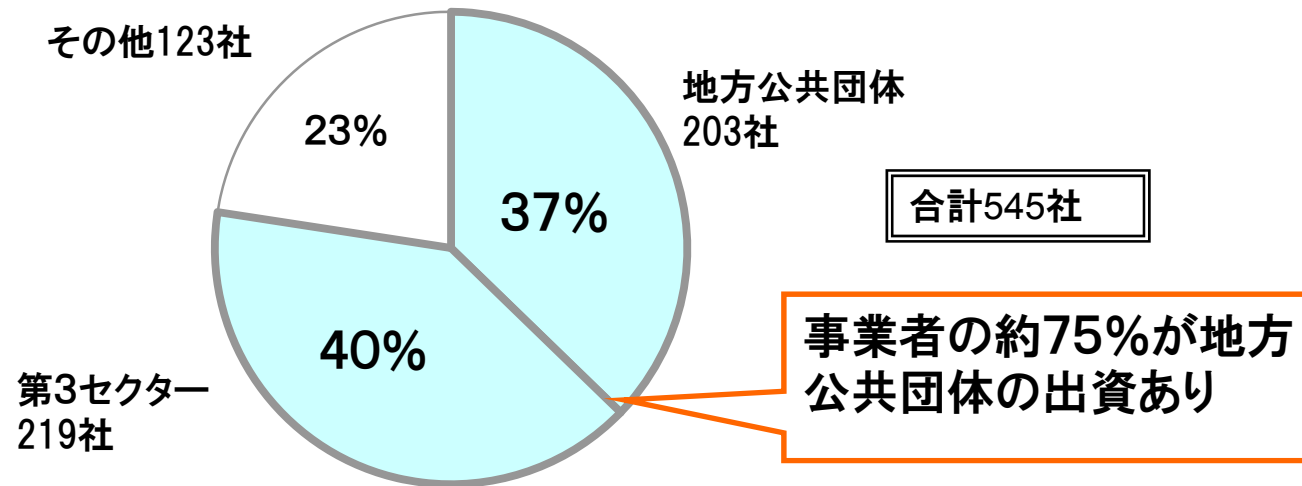
- ・光ファイバ 230,435km
- ・幹線光化率 62.0%

(総務省2013年3月末)

地域コミュニティとの緊密な関係

- 日本のケーブルテレビの特徴の一つは、当初、地上放送の難視聴解消や地域活性化のために、自治体を含む地域のコミュニティによって設立された事業者が多いこと。
- 現在も運営主体を事業者数で見ると、自治体が出資に絡む事業者が多く、地方の行政情報や自ら作成した地域のコンテンツを流すためのチャンネルを有するなど、地域コミュニティとの結びつきが強い。

ケーブルテレビ事業者への 地方自治体の経営参画



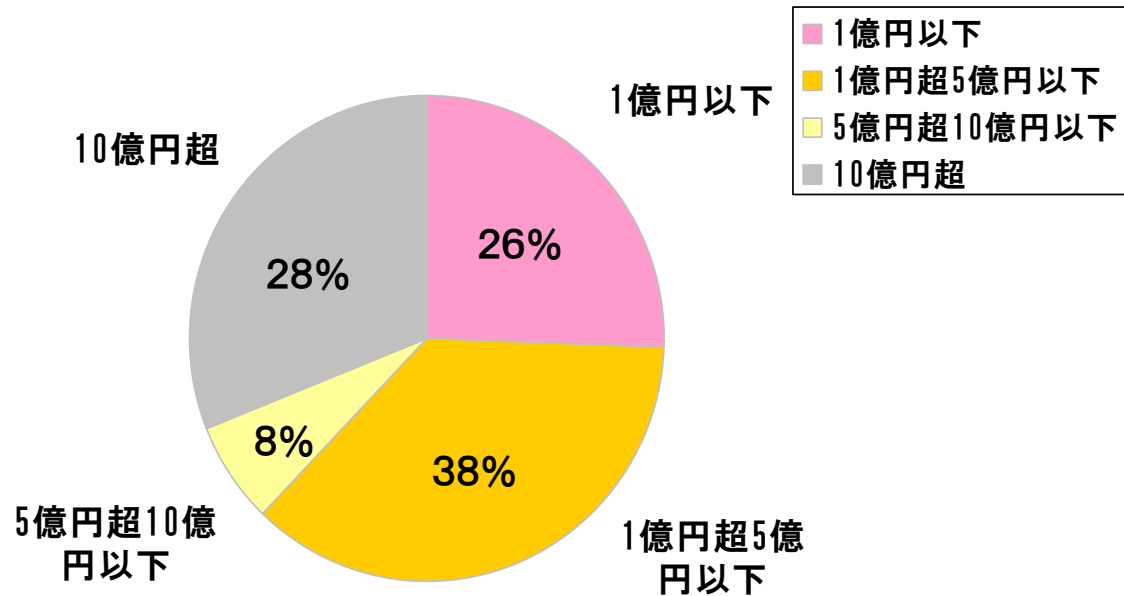
出典：総務省「ケーブルテレビの現状」

(注)第3セクターとは、地方公共団体と民間企業の共同出資により設立された事業体のこと。

ここでいうケーブルテレビ事業者とは自主放送を行う許可施設ケーブルテレビであり、平成24年度末時点。

ケーブルテレビ事業者の事業規模

資本金別事業者数の割合



その他自治体
系事業者68社

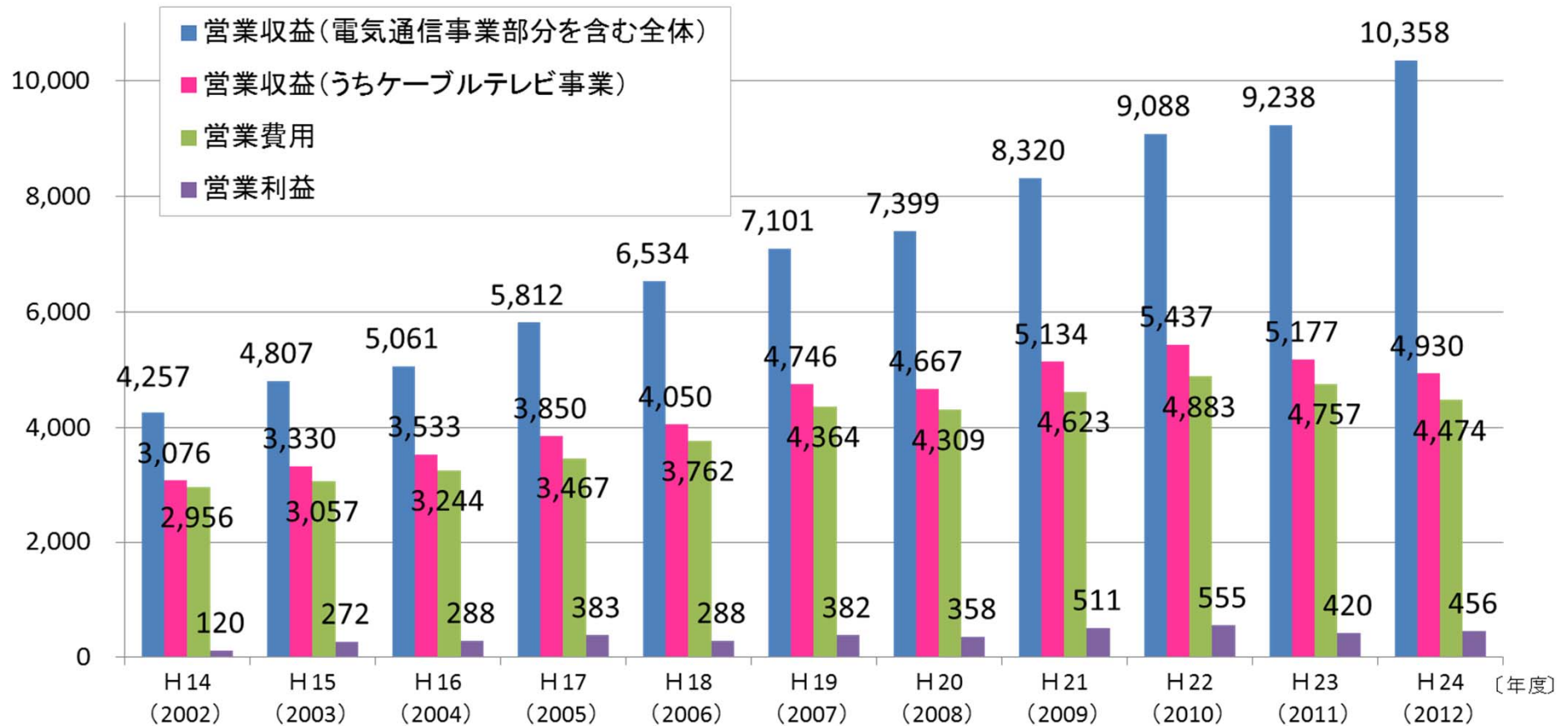
注)ケーブルテレビ連盟会員事業者による

インフラ事業のため、事業規模の割に初期投資が必要で、資本金が1億円超の企業が約75%を占める

ケーブルテレビ事業の売上高の推移

- 過去10年間、ケーブルテレビの市場は着実に成長。
- 平成24年度のケーブルテレビ事業の売上高(営業収益)は4,930億円。
(電気通信事業部分を含む全体の営業収益は10,358億円。)

[億円]



※ 調査対象は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者

ケーブルテレビにおける無線への取り組み の方向性と地域BWAの意義

1. ケーブルテレビ事業における電気通信分野の比率は年々高まり、無線への積極的な取り組みは今後の業界発展に不可欠
2. 地域BWAは、単なるアクセス回線の提供ではなく、自治体連携によるきめ細かい住民サービスが目的
 - 特定業務に特化することで低コストでサービスを提供
 - 防災・減災に役立ち、「いざ」というときにも輻輳が少ないシステムを提供

* ケーブルテレビ事業者による具体的なサービス事例は、地域WIMAX推進協議会、愛媛CATVの事例をご参照ください

連盟としての取り組み・要望

総務省「放送サービスの高度化に関する検討会」

(2013年5月31日とりまとめ、6月11日公表)

● 4K/8K、スマートテレビを一体として放送開始を前倒し。幅広い産業分野に新市場を創出。

① 衛星やケーブルテレビにおいて、2014年に放送開始を前倒し。

② 4K/8Kの超高精細な映像技術は、医療・建設等の産業分野への応用も期待される。

◆ 4K/8K、スマートテレビ、ケーブルプラットフォームに関し、早期のサービス開始やその普及に向けロードマップを策定。

◆ 上記を実行するため、関係事業者等からなる推進体制を整備。

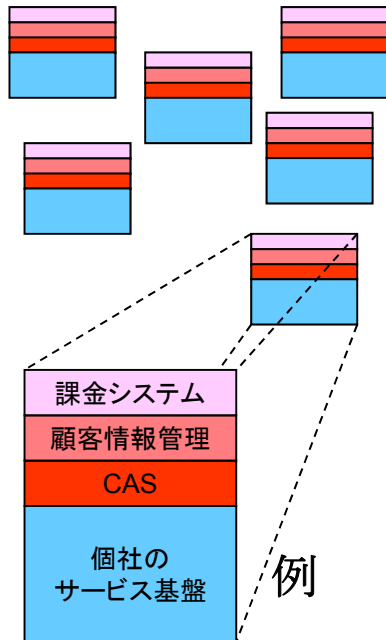
	4K/8K(スーパーハイビジョン)	スマートテレビ	ケーブルテレビ・プラットフォーム
ロードマップ	2013年 「オールジャパン」の推進組織整備 ・24年度補正予算による、放送設備整備	2013年 ① 推進組織の業務開始 ② スマートテレビ対応アプリ開始 ・放送の進行にあわせた情報提供 ・モバイル端末への番組配信	2013年 「プラットフォーム事業者」を立ち上げ ・「IP-VODサービス」の開始 ・30社の参加を目指す
	2014年 : 124/128度CS及びケーブルテレビにおいて、4K、スマートテレビを一体として放送開始		
	2016年 124/128度CS、ケーブルに加え、110度CSに放送を拡大。 4Kに加え、8Kも放送開始。	2015年以降 スマートテレビ対応のアプリを拡大 *例: ・セカンドスクリーン連携アプリ ・ターゲット広告アプリ	2014年以降 ・2014年4月からIPリニア放送の試験放送を開始。 ・プラットフォームの機能拡充や、約250社による参加拡大を目指す
2020年 124/128度CS、110度CS、ケーブルに加え、BSに放送を拡大。			
推進体制	「次世代放送推進フォーラム」(一般社団) (略称:NexTV フォーラム) (放送、メーカー、通信事業者等 21社 →今後拡大予定) ・4K/8K放送の実施主体	「次世代スマートテレビ推進センター」 (IPTVフォーラム(一般社団)内に発足(7月)) (放送、通信、メーカー、アプリ開発者等 約60社) ・上記アプリの実現に必要な技術規格を公開。 ・技術規格を遵守するアプリ開発者を登録。 放送局は、登録されたアプリ開発者と契約した上で、 「放送番組関連情報」を開示。	新たなプラットフォーム事業者 設立 (ケーブル連盟内検討会で検討) ・ケーブルテレビ業界全体のプラットフォーム設立に向け検討・推進 ・年内にサービス提供に必要な共通設備を整備。

プラットフォームの必要性

現状

過去の経緯も有り
個社が独自に
システムを構築

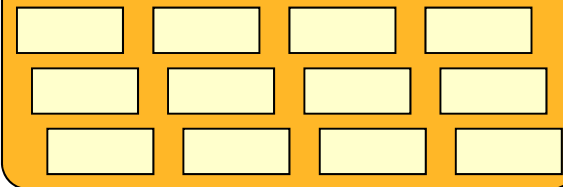
↓
個社単位で最適化
されているが、業界力の
発揮には及ばない



これまでは
それでも
良かったが

求められる姿 (確認)

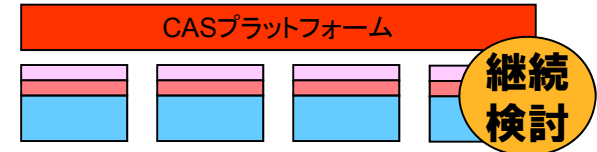
個社の特長を活かしつつも
業界共通基盤(プラットフォーム)
を構築し、業界の力を結集
~いい意味でうまく「囲い込む」~



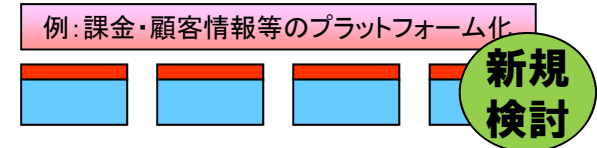
ライバルは既に
実装・実現して
いるものもある中

当業界における
実現に向けて (例)

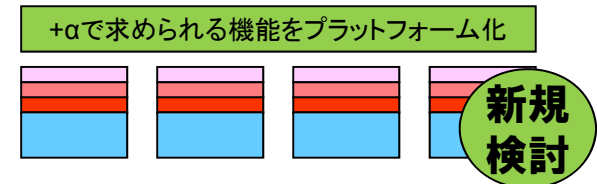
※1: これまで主に検討してきた
CASプラットフォームの概念



※2: CAS以外の共通部分を共通化



※3: 既存の機能には無い部分を
共同開発し、運用



まとめ

- これまでは個社での取り組みが中心で、地域WiMAX推進協議会、愛媛CATVのプレゼンのおり地域密着の成功事例も出ている
- システムの高度化により、高速無線通信サービスによる新たな地域貢献が可能となり、総務省の参入意向調査でも新たに参入意向を表明しているケーブルテレビ事業者もある
- しかしながら全体としてみれば、これまでのところ、取組状況は地域によるばらつきが大きく、地域BWAの趣旨に沿った成果が十分には出ていないという点は大きな課題として受け止めている
- 今後は成功事例を全国展開することが必要で、総務省のご指導で構築中のケーブル・プラットフォームの考え方を踏まえ、地域BWAの利活用に向けても、連盟が主導しながら業界全体として対応したい
- ただし、ケーブルテレビが目指す自治体連携スキームの構築については、自治体の単年度予算や議会承認等に、ある程度の時間が必要（2年程度を見込む）
- 今後の地域BWA帯域の取り扱いについては、中期的な視点で検討を行うとともに、従前のおり地域社会の公共福祉の増進という目的を堅持いただきたい

パブコメ (3/4提出)

項目		意見
検討課題	論点番号	
2 新しい電波利用の実現に向けた目標設定と実現方策	(2) 周波数利用のモニタリングと周波数再編の推進	<p>ケーブルテレビ事業者は、今まで、地域との協働により、医療、福祉、安全・安心、教育、防災など、地域において多種多様な公共情報サービスを提供してきた実績のある、まさに「ICTによる地域主権」の担い手となりうる重要な存在です。</p> <p>このような地域に根差したケーブルテレビ事業者の放送や通信における実績は、ケーブルテレビ事業者が地域の住民や地方自治体など様々な関係者と共にこれまで脈々と培ってきたものであり、このような生きたノウハウの活用こそ、「豊かな社会」の実現に向けてケーブルテレビが積極的に担うべき役割と考えます。</p> <p>地域 BWA バンドの有効活用の方策を検討するに際しても、このような役割を担ってきたケーブルテレビ事業者がさらに地域 BWA サービスへ参入することを促進して地域 BWA バンドを利活用することにつながるこそが、地域の公共サービスの向上など地域の公共福祉の増進のため、極めて重要であると考えています。</p> <p>第1回、第2回の電波政策ビジョン懇談会において、構成員の方々</p>

		<p>から地域 BWA バンドの有効活用方策に関する意見、課題等が種々提起されましたので、上記観点を踏まえ、ケーブルテレビ連盟から、以下のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域 BWA バンドは地域 BWA のシステム多様化に向けた制度整備が進められており、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案が示されているところです。特に「地域の公共サービスの向上等免許の対象区域における地域の公共の福祉の増進に寄与するものであること。」は、地域の特性に合わせ、地域に特化したサービスの提供を推進するために重要な事項と捉えており、本懇談会において検討を進められるにあたっては、この審査基準を基本とすべきと考えます。 2. 訓令案に示されております「免許の対象区域：一の市町村の全部又は一部の区域であること。ただし、地域の社会経済活動における状況を考慮し、地域の公共サービスの向上等に寄与すると考えられる場合にあっては、二以上の市町村にわたる区域も認めるものとする。」の基準については、ケーブルテレビ事業者が自ら地域 BWA サービスを提供する場合に、当該ケーブルテレビ事業者の事業エリア全区域においても提供することが可能となる解釈を希望します。 3. 地域 BWA のシステム多様化の導入を活性化し周波数の有効利用を図るためには、新規参入意向を有するケーブルテレビ事業者に対して、地域の需要調査や地域の特性に応じたサービスの開発、実効的な事業計画の策定などの諸課題を準備・実施するために、2年程度の免許申請受付期間は設定いただきたいと存じます。 4. 前項の期間をまっても地域 BWA バンドとして活用されない地域の活用方策については、地域 BWA の導入実績等を一定期間見据えた後に関係者の意見を広く求め、改めて検討の機会を設けて決定すべきと考えます。
--	--	--